

2017 年度 小委員会活動成果報告

(2018 年 2 月 28 日作成)

小委員会名	建築法制の建築基準適合性確保機能の検討小委員会	主 査 名：五條 渉 就任年月：2017 年 4 月
所属本委員会 (所属運営委員会)	建築法制委員会	委員長名：加藤仁美
設 置 期 間	2017 年 4 月 ～ 2021 年 3 月	
設 置 目 的 各年度活動計画 (箇条書き)	<p>建築基準法に基づく基準への適合性確保については、主として建築基準法及び建築士法の関連規定により確保されている。これらは、制定当時の基本的枠組みを維持しつつも、数次にわたり変更されており、特に、構造計算書偽装問題後になされた一連の改正は、関連実務のあり方に大きな変化をもたらした。</p> <p>一方で、構造関係規定を例にとれば、建築物の規模や構造種別、対象基準の種類等に応じて、実際に適用される規定の内容は大きく異なり、かつ、条件に応じて適用可能な例外的な扱いも定められている。</p> <p>これまで、建築法制委員会などの場において、建築基準及びその適合性確保の仕組みのあり方についての議論が行われ、専門家に委ねるべき領域の拡大やピア・レビューの活用などの可能性が検討されてきたが、適用条件に応じた個々の規定の組み合わせについて、関連する社会システムを含め、実際の設計、審査等の実務においてどのように運用され、基準適合性の確保がどのようなメカニズムによって実現しているのかの実態や、その中で法制度の個々の構成要素の果たしている役割、これまでの制度改正によってそれらがどう変化してきたかなどについての分析は十分にはなされていない。</p> <p>以上の状況を踏まえて、建築基準法単体規定への基準適合性を確保するための関連規定について、類型別にその運用実態と目的達成のメカニズムを検証し、その実効性や解決すべき課題についての考察を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初年度：既往の研究、文献等の収集・整理、基準不適合の発生要因及びその防止・抑制手段の分類・整理等 ・2年度：基準・制度規定の変更内容等の整理、現在の基準適合性確保のための社会システムの適用条件別の類型化とそれぞれのメカニズムの整理等 ・3年度：アンケート調査等による基準適合性確保のための社会システムの運用の実態、解決すべき課題等の把握等 ・4年度：適用条件別の関連社会システムの運用実態、基準適合性確保メカニズムと法制度の機能の分析、それらを踏まえた今後の課題の抽出等 	
委員構成 (委員名 (所属))	委員公募の有無：無 主査：五條渉（日本建築防災協会） 幹事：平野吉信（広島大学）、西野加奈子（建築・住宅国際機構） 委員：内田広也（日本 E R I）、大熊久理子（東京都）、金箱温春（金箱構造設計事務所） 山海敏広（建築研究所）、杉山義孝（日本建築設備・昇降機センター） 鈴木淳一（国土技術政策総合研究所）、清野修（横浜市）、竹市尚広（竹中工務店） 土屋博訓（日本設計）、寺田祐宏（東京都）、富田裕（TIM 総合法律事務所） 萩原一郎（東京理科大学）	
設置 WG	なし	
2017 年度予算	80,000 円	ホームページ公開の有無：無

項 目	自己評価
委員会開催数	6 回
刊行物	なし
講習会	
催し物	
大会研究集会	
対外的意見表明・パブリックコメント等	
目標の達成度 (当初の活動計画と得られた成果との関係)	1. 既往の研究成果を参照しつつ、基準適合性確保のメカニズムについての分類・整理等を行った。 2. 検討対象となる「基準」の概念整理と、適用される基準や建築行為の種類等による適合性確保の手段や課題の類型化と相異点の明確化を行った。 3. 以上により、次年度以降の活動に向けて順調な進捗を達成できた。
委員会活動の問題点・課題	特になし。